

戦略1	魅力ある観光資源の創出	4	11	14	15	17
県内宿泊者数や滞在時間の増加、繁閑期の平準化を目指し、宮城が誇る「食」、「自然」、「歴史・文化」等の地域資源を観光コンテンツとして磨き上げ、旅行者の滞在期間中の満足度向上、リピーター化を推進するとともに、ナイトタイムコンテンツなどの滞在コンテンツ造成を推進します。 また、県内市町村、圏域単位での観光地域づくりに向け、市町村や観光関連事業者の創意工夫ある取組を推進します。						

(1) 地域色を活かした観光コンテンツの創出

現状認識

観光の交流人口拡大、消費額の向上の効果に着目し、全国の自治体が観光に力を入れているため、地域間競争が激化しており、観光地への誘客拡大には、その地域でしか体験できない観光コンテンツが必要となります。また、ナイトタイムエコノミーは、夜間の消費拡大を促し、経済の活性化につながるため、飲食や宿泊など様々な分野への波及効果が期待できます。

現在、本県では、国内外からの交流人口拡大を目指した効果的な観光振興施策を展開するため、地域観光関係者が一体となった観光振興の体制として、みやぎ観光振興会議を立ち上げ、地域の観光資源の魅力向上に資する施策等について意見交換等を行っています。地域資源を活用した創意工夫溢れるコンテンツの造成を推進するためには、みやぎ観光振興会議における意見交換を継続するとともに、財政面を含めた支援が必要です。

取組の方向性

- 地域資源を活用した観光コンテンツの発掘・磨き上げにより、市町村ごとの独自色を活かした観光地域づくりに取り組みます。
- 各地域が有する食、自然、伝統、季節等の魅力をテーマに応じて、有機的に連携した広域的なモデルルートを作成するなど、県全体の周遊向上を図ります。
- 観光需要の波を平準化し、通年観光を目指すために、閑散期（特に、観光客入込数が減少するグリーンシーズン、冬期）における観光コンテンツの造成を推進します。
- 宿泊者数の増加や消費額の高い「夜の滞在」を促すために、ナイトタイムコンテンツの造成を推進します。



TAGAJYO YOGOTO（多賀城創建1300年記念）の様子

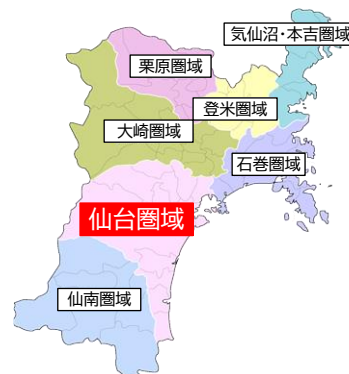
仙台圏域

(仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村)

～～東北・宮城のゲートウェイ機能を活かした周遊性に優れた観光地づくり～～

仙台圏域の概要

- 仙台圏域は、県の中央に位置し、杜の都・仙台と日本三景・松島を有するエリアで、太平洋と奥羽山脈に囲まれた仙台平野が広がり、「海・山・大地」の自然に恵まれている。県内最大数となる14の市町村が所在し、県全体に占める面積は約2割、人口は約7割に及ぶ。
- 東北・宮城のゲートウェイとなる仙台国際空港や JR 仙台駅、仙台塩釜港等を有し、道路、鉄路、海路及び空路のすべてに及ぶ交通インフラが整備されており、東北・宮城における広域周遊観光拠点としての利便性や機能を備えている。
- 趣向を凝らした豪華絢爛な笹飾りの『仙台七夕まつり』や、ケヤキ並木が彩られ幻想的な世界をつくりだす仙台の冬の風物詩『SENDAI 光のページェント』など、四季折々のお祭りや各種イベントも満載で、はらこ飯やほっき飯等の四季折々の郷土料理や、日本酒・ビール・ワイン・ウイスキー等の多彩な酒造メーカーも集積し、インバウンドや首都圏からの観光客に多彩なコンテンツの提供とともに多様な楽しみ方を提供できる圏域である。



圏域の観光の現状・課題

① 周遊観光の促進と宿泊を伴う滞在期間の延長

圏域には国内外からの観光客のゲートウェイとなる仙台国際空港や JR 仙台駅、仙台塩釜港、高速道路網が整備されており利便性に優れているものの、一部の観光地に観光客が集中する傾向があることや、日帰り観光客が多いため、滞在期間や宿泊日数の延長に向けた観光コンテンツの充実や圏域内の周遊促進に向けた取組が課題である。

② 情報発信力の強化と国内外からの誘客促進

観光情報については、幅広い世代で利用が進んでいる SNS を活用した情報発信を進めているものの、市町村単位での発信が多いことやターゲットの設定が弱いことなど、効果的な情報発信が十分にできていない。国内外から訪れる観光客の多様なニーズに沿った情報の発信力の強化が課題である。

③ 持続可能な観光地づくり

持続可能な観光地づくりに向けて、観光産業に携わる人材不足対策が急務となっている。また、地元産品やサービスの付加価値を高める必要性や、観光資源の更なる掘り起こしにより、年間を通じて安定的な収益を確保する取り組みが必要である。

圏域の施策の方向性及び取組

<計画期間で対応が必要な取組>

① 圏域周遊観光の推進と宿泊者数の拡大に向けて

東北・宮城のゲートウェイ機能を有している優位性を活かし、国内観光客やインバウンド客にとって魅力的な圏域内の周遊観光を提供する。

- まだ知られていない圏域の魅力的なマイクロツーリズムの掘り起こしや、磨き上げを継続するとともに、宿泊者数の拡大に向けて、多様な体験型観光コンテンツや、文化的並びに伝統的観光スポット、更なる需要が見込まれるナイトタイムコンテンツ及びモーニングタイムコンテンツ、人気アニメの聖地巡礼のようなコンテンツツーリズム、当圏域ならではの食や酒を巡るフードツーリズム等を組み合わせることにより、テーマ性や多彩な地域資源にストーリー性を持たせた宿泊を伴う観光ルートを造成する。
- 教育旅行については、宿泊者数の拡大につながるのと同時に、来訪した若い世代が将来にわたり、当圏域に再来訪するための誘客施策として効果的であることから、圏域特有の学習テーマの設定や周遊ルート、体験型コンテンツ等の造成を図るなど取組を推進する。

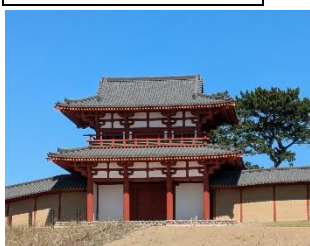
② 情報発信力の強化と国内外からの誘客促進に向けて

国内外からの新規観光客やリピーター獲得に向け、観光客のニーズや嗜好の把握に努めるとともに、SNS や動画コンテンツ等を効果的に活用しながら、圏域観光の魅力を発信する。なお、発信にあたっては、圏域市町村間の連携の強化を図るとともに、仙山交流のネットワークを活かして、発信内容の多様性、発信頻度向上を図る。

③ 持続可能な観光地づくりに向け

観光人材不足に対応した DX 化や、地域の特色を活かした高付加価値の観光コンテンツづくり、持続可能な観光地域づくりに関する研修会や情報交換会を観光関連事業者や行政関係者等に向けて開催するなど、圏域の観光人材育成の支援を推進する。

特色ある観光コンテンツ



多賀城南門 (多賀城市)

2024 年、創建 1300 年の節目の年に完成。古代東北の政治・文化の中心として繁栄した「多賀城」



金蛇水神社 (岩沼市)

金蛇大神を御祭神とする水神信仰の霊場。宵詣ライトアップや季節の花、カフェなども楽しめる。



SENDAI ルミナクト (仙台市)

夜の熱気球体験やプロジェクションマッピングなどの青葉山の自然景観を活用したナイトイベント。



アニメ モニュメント (仙台市)

当圏域にゆかりのあるアニメ・漫画作品の関連施設やモニュメントには、多くの人が訪れている。

多賀城創建1300年記念事業の終了報告について

これまで多賀城創建1300年記念事業として、多賀城創建1300年記念事業実行委員会及び同実行委員会構成団体がそれぞれ実施してきた企画、イベント等に関して、令和7年3月31日をもって終了したことから、令和3年度から令和6年度までの総参加者数、経済効果（推計）等については、下記のとおり報告します。

なお、同年5月20日をもって同実行員会は解散しました。

【事業総参加者数・経済効果（推計）】

年度	参加者数（名）	経済効果（億円）
令和3年度	72,318	
令和4年度	43,017	
令和5年度	154,790	
令和6年度	268,936	
計	539,061 計画値：500,000	90.41 計画値：85.02

【参考】①多賀城創建1300年に関する認知度について

指標	結果	分析等
参加者数	539,061名	各種指標の結果から、市民はもとより多くの方々に多賀城創建1300年の記念すべき年を迎えたことが認知される結果となった。また、古代米プロジェクトに参加した市内5年生全児童への『今年はどんな年？』という、問いかけに、『多賀城創建1300年』と声をそろえて返事がなされたことに、その成果が象徴的に表れていた。 加えて、『東北流行語大賞2024』を受賞するといった波及効果も生まれ、市内はもとより宮城県内、東北各県においても認知される結果となった。
メディア掲載数	765件	
HPアクセス数	398,301ページビュー	
SNSフォロワー数 (Instagram、X、Facebook)	8,011名	
ガイドブック配布数	80,000部	
企業版 ふるさと納税額	40,300千円	

【参考】②シビックプライドの醸成について

指標	結果	分析等
新たな一歩を踏み出す意識が高まった参加者割合	74.4%	各種指標結果から、市民が多賀城を誇りに思う気持ち（シビックプライド）は、創建1300年事業に参加し、又はサポート活動に参画したことを通して、醸成されたことがうかがえる。 また、1300年サポーターの後継となる「多賀城みらい創造クルー」に、引き続き689名の市民等が登録していることから、醸成されたシビックプライドが新たなまちづくりの一歩に繋がっている。1300年の取組を通して育まれた思いが未来へとつながる結果となった。
多賀城らしさを感じる市民割合（R2→R6）	+7.7ポイント	
1300年サポーターイベント支援活動者数（延べ数）	249名	
1300年サポーター登録者数(継続者数) (R7.3.31登録者数)	689名 (690名)	

【参考】③スプリングボードとしての波及について

指標	結果	分析等
経済効果（試算）	90.41億円	創建1300年記念事業による経済効果が90億円を超える試算となっており、当初想定値を超える波及が市内はもとより宮城県内にもたらされたものと推察される。 また、1,000を超える関係者・関係団体による1300年関連の商品開発や連携したイベント等が創出されたことから、これからの地域活性化のスプリングボードとなった。 なお、御城印の配布総数が13,000枚を超え、「多賀城」に加え、「払田柵（秋田県大仙市）」でも継続して販売されている状況からも、広域的な波及効果を生み出す結果ともなった。
1300年事業関係者・団体数	1,145件	
御城印配布数	13,306枚	

別記様式第1号（第12第2項(1)関係）

PPP・PFI検討調書

令和8年5月25日作成

部 局 課 室 名	教育庁文化財課 保存活用班 技術主査 高橋 透		
事 業 の 名 称	多賀城政庁復元整備事業（新規・建替・運営権）		
事 業 の 目 的	多賀城政庁は古代国家の統治体制を象徴する中枢施設であり、学術的・文化的価値が極めて高いが、現状では価値や構造を理解しにくく、その価値が来訪者に十分に伝わっていない。このため、本事業では政庁の建物配置や空間構成を復元整備し、往時のスケール感を体験できる場を創出することで、史跡の歴史的・学術的価値をわかりやすく伝え、教育・学習の場として活用を図るとともに、観光・地域振興に資することを目的として実施するものである。		
スケジュール	令和 9～10年度：基本計画・基本設計策定 令和11～12年度：基盤整備（遺跡保護のための盛土等） 令和13～30年度：建物復元整備 令和31年度：供用開始予定		
用 地 関 係	【 予 定 地 】	多賀城市市川城前	
	【 用 地 確 保 】	国有地及び市有地	
	【 敷 地 面 積 】	10,000㎡	
	【計画上の規制】	規制区域 市街化調整区域 用途 建坪率 容積率 その他	
整 備 等 費 用	事業規模	延べ床面積 1,506㎡	造成面積 10,000㎡
	建 設 費	調査費	0百万円
		設計費	2,000百万円
		建設費	8,100百万円
		その他（用地費、負担金等）	0百万円
	合計	10,100百万円	
運 営 等 費 用 （※事業期間 14年間）	人 件 費	百万円	
	大規模修繕費	百万円	
	諸 税 公 課	百万円	
	そ の 他	百万円	
総 事 業 費	10,100百万円		
補 助 制 度 の 内 容	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費 史跡などを保存・活用するため、保存整備や活用整備に対して補助金（原則補助率50%）を交付する事業。		
そ の 他			

【PPP・PFI事業とした場合の想定】（2以上の手法を選択した場合、各々の手法について本項目を作成のこと。）

採用する PPP・PFI手 法 (第3関係)	BT方式（建設Build-移転-Transfer） 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。
事業形態 (*PFI手法を選択した場合)	サービス購入型 民間事業者は自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行う。地方公共団体は、そのサービスの提供に対して対価を支払う事業形態である。
民間事業者の 事業範囲	政庁の復元建物の設計・建設業務を想定している。
民間事業者の 創意工夫	材料の安定的な確保と効率的な工程管理において、民間事業者が創意工夫できる余地がある。
事業用地の扱い	国有地及び市有地での事業であり、民間事業者には市有地の無償貸与が可能である。
事業期間	20年 基盤整備から建物復元整備までの20年を事業期間とする。
資金調達	民間金融機関からの融資
事業方式選定 理由	1つの民間事業者が受注することで、長期間にわたる設計・建設コストを平準化できることから、BT方式を採用した。

PPP・PFI導入のメリット
○ 歴史的建造物の復元は、学術的な検討により材料・工法が決定されるため、民間事業者が創意工夫を発揮する余地は極めて少ない。そのため、民間事業者のノウハウを活かせる点は、効率的な材料の確保、長期間の一括発注による建築を行う宮大工の繁忙期を避けた工期設定と工程管理など、建設における効率性の向上の部分に限られる。
PPP・PFI導入のデメリット
○ 文化庁の諮問機関である文化審議会の示した「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」では、歴史的建造物の復元とは、今は失われ現位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画または整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の遺構に基づき、当時の規模・構造・形式等により、遺跡の直上に当該建築物を再現する行為とされる。復元整備にあたっては、まず考古、文献や建造物などの分野の有識者も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証できる体制を整備した上で、検討を行い、関係者間において合意が形成されていることとされ、当事業における建物復元もこれに則り実施する。
○ 建物復元は、発掘調査成果や文献史料、現存する古代の建造物を基に復元原案と基本設計を作成し、多賀城跡調査研究委員会や文化庁の復元検討委員会における厳正な審議を経て決定される。また、各建物の実施設計においても多賀城跡調査研究委員会での検討を要するため、設計や仕様に関し民間事業者のノウハウや創意工夫を発揮する余地が極めて少ない。
○ 史跡における歴史的建造物の復元設計等を請け負うことができる民間事業者は、株式会社文化財

計画保存協会や公益財団法人文化財建造物保存技術協会など数社に限られ、事業者の競争性の確保が困難である。	
国・自治体等の類似した事業でのP P P・P F I導入事例 ＊主要事例を2例以上、1例のみの場合は1例のみ記載のこと	
文化庁及び日本P P P・P F I協会によれば、史跡内の建物復元整備にP F I手法を導入した事例はない。 参考として、史跡外におけるサービス施設整備事業や史跡の維持・管理においてP F I手法が導入された事例として、下記の例が挙げられる。これらは、民間事業者のノウハウが活かしやすい「史跡外の施設整備」を行うものであり、史跡内の建物復元を中心とする本事業とは事業内容が異なるものである。 1 勝連城周辺整備事業 ①省庁、地方公共団体等の名称 沖縄県うるま市 ②実施年度 実施方針公表日 令和5年7月 優先交渉権者決定日 令和6年8月 契約締結日 令和6年12月 ③事業規模 敷地面積：123,000㎡ 延床面積：2,669.93㎡ ④事業概要 勝連城跡の世界遺産としての価値を保全しつつ、勝連城跡一帯を文化・観光の拠点として位置づけ、文化・観光の振興を通して地域活性化に資する複合的な機能を集約させたエリアの創出を目指し、創造性に満ちた施策の展開による勝連城跡の活用を図る事業。 ・勝連城跡事業（維持管理業務、運營業務） ・文化観光施設事業（設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運營業務） ⑤事業費 提案価格 3,177百万円 契約価格 3,256百万円 ※従来方式に対してP P P・P F I手法を採用したことによる費用削減率は18.5%。 ⑥事業期間 19年3ヵ月（施設整備3年3ヵ月 運営期間16年） 2 お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業 ①省庁、地方公共団体等の名称 京都府宇治市 ②実施年度 実施方針公表日 平成27年6月 優先交渉権者決定日 平成29年8月 契約締結日 平成30年7月	

③事業規模 敷地面積：23,614㎡ 延床面積：2,237.99㎡ ④事業概要 国史跡宇治川太閤堤跡の保存活用を図り、「秀吉と宇治茶」を中心とした宇治の歴史・文化を総合的に分かりやすく伝えるとともに、宇治茶に関する様々な体験ができる観光交流の場とすることより、周辺地域と連携して宇治の観光振興及び地域振興を図ることを目的として整備する事業。 ・史跡ゾーン（維持管理業務、運営業務） ・交流ゾーン（設計・建設・工事監理業務、維持管理業務、運営業務） ⑤事業費 提案価格 2,535百万円 契約価格 2,531百万円 ※従来方式に対してPPP・PFI手法を採用したことによる費用削減率は8.8%。 ⑥事業期間 20年（施設整備3年 運営期間17年）		
担当部局の結論		
1 PPP・PFI手法で実施（一部実施を含む。）	2 従来方式で実施	3 その他
判断理由（詳細に記載のこと。）		
1 定量的な検討結果 ○ PFI手法の導入を適否する判断基準として、VFM（Value for Money）が得られることが必要である。 ○ VFMとは、PFIの最も重要な概念であり、「同一水準のサービスを、より低いコストで提供する。」あるいは、「支払（税金）に対して最も価値の高いサービスを提供する。」という考え方である。 ○ VFMの分析にあたっては、「宮城県PPP・PFI活用ガイドライン」に基づき、内閣府作成のVFM簡易計算ソフトを使用し、前提条件はPPP・PFI手法導入優先的検討規程策定・運用の手引き（内閣府）及びVFM簡易計算ソフトで示される規定値とした。なお、詳細は次のとおり。 （1）VFMの検討条件 ①施設整備費用 ○ 従来方式では、近年実施された復元事例の実績等を参考に算出した。 ○ PFI手法（BT方式）では、規定値により従来方式に比べ10%削減できるものとして試算した。 ②資金調達費用 ○ 従来方式では、資金調達は「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費」と起債及び一般財源を想定。金利上昇が続く近年の状況を踏まえ、起債の利率は県債（20年債）の直近の利率（令和7年発行）2.6%を採用した。 ○ 調達する資金の借入利率（基準金利）は、VFM簡易計算ソフトに示される前提条件入力方法に従い、2.6%に、上乗せ金利（スプレッド）として0.5%を加えた年利3.1%を採用した。		

③割引率

- VFM簡易計算ソフトに示される前提条件入力方法に従い、事業期間20年と同年数の20年物国債利回りの過去3年間の平均値である2.0%とした。

なお、近年の急激な金利上昇を踏まえ、過去の低金利時代の数値に過度な影響を受けることを避けるため、過去3年間の平均値としたもの。

(2) VFMの検討結果

① VFM

- 従来方式に対するPFI手法のVFMは、▲1,922百万円（削減率▲23.5%）となり、PFI導入効果が発現されない。

②リスク

- 民間事業者は歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費による補助を受けることができず、民間事業者が資金の全額を金融機関からの融資により確保する必要があり、金利が上昇した際のコスト増の影響が大きい。なお、今年度補助要項が改正された「高付加価値化された文化財の改修・整備促進事業費」では、補助上限が特に設定されておらず、補助額が大きいと見込まれる。
- 事業が大規模かつ長期間になるため、大規模災害、物価上昇、需要変動など不確実な事由による事業者の経営リスクがある。

2 定性的な検討結果

- 建物復元は、多賀城跡調査研究委員会や文化庁の復元検討委員会において学術的な根拠に基づき、設計・建設方法が決定されることから、民間事業者のノウハウや創意工夫を発揮する余地が極めて少なく、PFI手法の最大のメリットである民間による創意工夫が発揮される余地が極めて少ない。
- 事業者が限られ、競争性の確保が極めて困難である。
- 民間事業者の創意工夫は、材料調達方法や工程管理に限定される。

3 結論

- 定性的な検討の結果、建物復元は、学術的な根拠に基づき設計・建設方法が決定されるため民間事業者の創意工夫の余地が極めて少ないこと、請け負える事業者が限られ競争性の確保が極めて困難であることから、PFI導入による大きな効果は期待できないと判断した。
- 定量的な検討の結果、1,922百万円（削減率▲23.5%）とPFI導入効果は発現されないことから、定量的効果は期待できない。
- 上記の理由から、総合的に考察した結果、本事業については従来方式で実施すべき事業であると判断した。
- なお、維持管理・運営については、史跡の保存と活用を一体的に推進していくため、持続的な管理運営につなげていく視点が重要であり、民間活力の導入のメリットを生かす観点から、早期に管理運営の在り方を検討する。

(注) 定量評価表（別紙様式第2号）、関係資料（計画書、配置図等）を添付願います。

なお、PPP・PFI手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、別紙様式第2号に代わり、その他評価表（別記様式第3号）を添付願います。

P P P ・ P F I 簡易定量評価表

令和8年5月25日作成

○事業手法の比較検討の前提条件

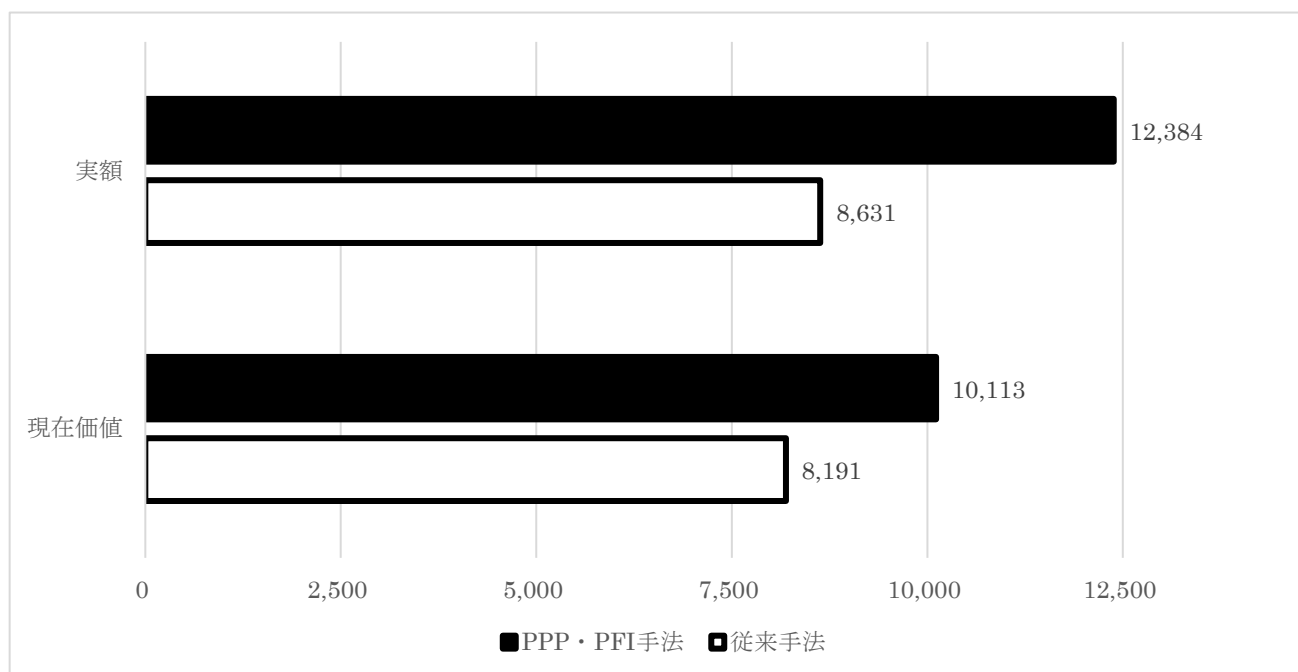
【事業期間20年 落札率100%】

担当部局課室名			教育庁文化財課	
事業の名称			多賀城政庁復元検討事業（新規・建替・運営権）	
事業の目的			多賀城政庁は古代国家の統治体制を象徴する中枢施設であり、学術的・文化的価値が極めて高いが、現状では価値や構造を理解しにくく、その価値が来訪者に十分に伝わっていない。このため、本事業では政庁の建物配置や空間構成を復元整備し、往時のスケール感を体験できる場を創出することで、史跡の歴史的・学術的価値をわかりやすく伝え、教育・学習の場として活用を図るとともに、観光・地域振興に資することを目的として実施するものである。	
予 定 地			多賀城市市川城前	
			従来型手法の費用等	P P P ・ P F I 手法の費用等（B T方式）
前提条件等	事業期間	設計・建設	2 0 年	2 0 年
		維持管理	—	—
	施設面積（㎡）	復元建物	1 , 5 0 6 ㎡	1 , 5 0 6 ㎡
		計	1 , 5 0 6 ㎡	1 , 5 0 6 ㎡
整備等（運営等を除く。）費用			1 0 , 1 0 0 百万	9 , 0 9 0 百万
<算出根拠>			近年実施された復元事例の実績等を参考に算出。	従来型手法（落札率100%）より10.0%削減した額に整備に係る諸経費を加算したもの。
運営等費用			—	—
<算出根拠>			—	—
利用料金収入			—	—
<算出根拠>			—	—
資金調達費用			5 5 1 百万	3 , 2 4 3 百万
<資金調達算出根拠>	自己資金（一般財源）		6 , 0 6 0 百万	1 0 百万
	起債		2 , 0 2 0 百万	
		利率、償還方法等	金利 2 . 6 % 償還期間 2 0 年 支払方法等 元利均等償還	
	補助金		2 , 0 2 0 百万	—
	市中銀行借入			9 , 0 8 0 百万
		利率、償還方法等		金利 3 . 1 % 償還期間 2 0 年 支払方法等 元利均等償還
調査等費用			—	2 5 百万
<算出根拠>			従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査等の費用及びその後の業務委託費用の想定
税金			—	3 . 0 百万

＜算出根拠＞	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 32.11%を乗じて算出
税引後損益	—	6.3百万
＜算出根拠＞	従来型手法の場合は想定せず	EIRRが5%以上確保されていること を想定
合計	8,631百万	12,384百万
合計（現在価値）	8,191百万	10,113百万
財政支出削減額（削減率）		▲1,922百万 （▲23.5%）
割引率	2.0%	2.0%

●県の財政負担額

（単位：百万円）



P P P ・ P F I 簡易定量評価表

令和8年5月25日作成

○事業手法の比較検討の前提条件

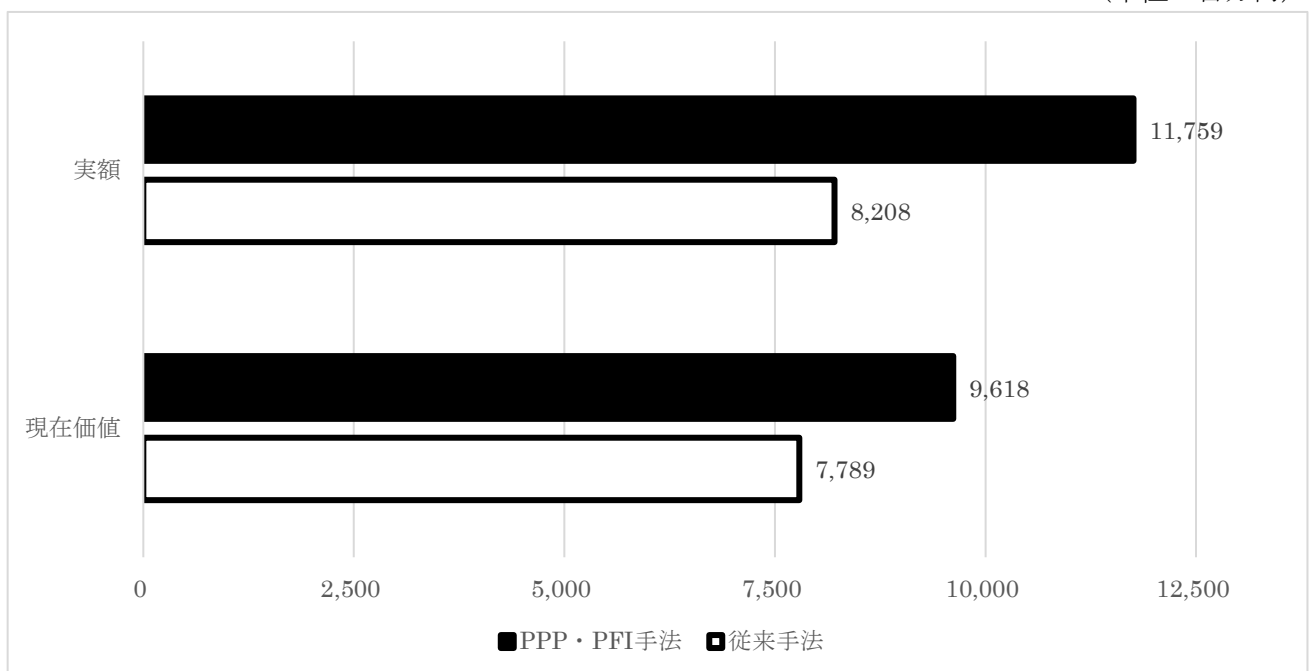
【事業期間20年 落札率95.1%】

担当部局課室名			教育庁文化財課	
事業の名称			多賀城政庁復元検討事業（新規・建替・運営権）	
事業の目的			多賀城政庁は古代国家の統治体制を象徴する中枢施設であり、学術的・文化的価値が極めて高いが、現状では価値や構造を理解しにくく、その価値が来訪者に十分に伝わっていない。このため、本事業では政庁の建物配置や空間構成を復元整備し、往時のスケール感を体験できる場を創出することで、史跡の歴史的・学術的価値をわかりやすく伝え、教育・学習の場として活用を図るとともに、観光・地域振興に資することを目的として実施するものである。	
予 定 地			多賀城市市川城前	
			従来型手法の費用等	P P P ・ P F I 手法の費用等 (B T 方式)
前提 条件 等	事業期間	設計・建設	2 0 年	2 0 年
		維持管理	＝	＝
	施設面積 (㎡)	復元建物	1 , 5 0 6 ㎡	1 , 5 0 6 ㎡
		計	1 , 5 0 6 ㎡	1 , 5 0 6 ㎡
整備等（運営等を除く。）費用		9 , 6 0 5 百万	8 , 6 4 4 百万	
< 算出根拠 >		近年実施された類似の復元事例の実績等を参考に算出。 ※落札率95.1%を適用	従来型手法（落札率95.1%）より10.0%削減した額に整備に係る諸経費を加算したもの。	
運営等費用		＝	＝	
< 算出根拠 >		＝	＝	
利用料金収入		＝	＝	
< 算出根拠 >		＝	＝	
資金調達費用		5 2 4 百万	3 , 0 8 4 百万	
< 資金調達 算出根拠 >	自己資金 (一般財源)		5 , 7 6 3 百万	1 0 百万
	起債		1 , 9 2 1 百万	
		利率、 償還方法等	金利 2 . 6 % 償還期間 2 0 年 支払方法等 元利均等償還	
	補助金		1 , 9 2 1 百万	＝
	市中銀行借入			8 , 6 3 5 百万
		利率、 償還方法等		金利 3 . 1 % 償還期間 2 0 年 支払方法等 元利均等償還
調査等費用		＝	2 5 百万	
< 算出根拠 >		従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査等の費用及びその後の業務委託費用の想定	
税金		＝	3 . 0 百万	

<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 32.11%を乗じて算出
税引後損益	—	6.3百万
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	EIRRが5%以上確保されていること を想定
合計	8,208百万	11,759百万
合計（現在価値）	7,789百万	9,618百万
財政支出削減額（削減率）		▲1,829百万 （▲23.5%）
割引率	2.0%	2.0%

●県の財政負担額

（単位：百万円）



史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準

令和2年4月17日
文化審議会文化財分科会決定

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について、以下のとおり定める。

．復元

1．定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

2．基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

（１）基本的事項

- ア．当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること。
- イ．当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。
- ウ．復元以外の整備手法との比較衡量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ．保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
 - 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
 - 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
 - 復元後の管理の方針・方法が示されていること

（２）技術的事項

- ア．当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代における史資料の作成・残存状況等も踏まえ、次の各項目の資料により、復元する歴史的建造物が遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠をもち、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
 - 発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
 - 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資

料

歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等

歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）

歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料

イ．原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

（３）配慮事項

ア．歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。

防火対策については「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に基づいて対策を講じること

イ．復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の内部又はその周辺に掲出し、それぞれについて文化庁に報告すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。

．復元的整備

1．定義

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

ア．史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

イ．往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

2．基準

「歴史的建造物の復元的整備」は、２．（１）の基本的事項及び（３）の配慮事項を準用するほか、以下の手順及び留意事項を遵守しながら行い、史跡等の保存及び活用に寄与するものであると認められるものでなければならない。

(1) 手順

ア . 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元的整備について以下の観点から整理されていること。

復元的整備の対象とする歴史的建造物が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること

史跡等の本質的価値の理解促進を含む復元的整備の目的及び効果が合理的かつ史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものであり、それらが明確に示されていること

の目的及び効果を実現するための具体的な復元的整備案が示されていること

当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること

復元的整備後の管理の方針・方法及び活用方策が示されており、の目的及び効果と整合がとれていること

イ . 当該史跡等の本質的価値を理解するうえで不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること

ウ . 復元的整備を行う歴史的建造物について、考古、文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意が形成されていること

エ . . 2 . (2) 技術的事項に沿って往時の規模・構造・形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない部分については、史跡等の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること

(2) 留意事項

ア . 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示すること

イ . 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示すること

ウ . 復元的整備を行う歴史的建造物は、史跡等の学術的な理解の促進に資するものであることから、復元的整備された歴史的建造物に付加する便益施設については、その機能や面積に応じて重要箇所（例えば、城跡における本丸等枢要箇所）を避けるなど配慮すること

エ . 復元的整備後には、ア . 又はイ . の実施について文化庁に報告を行うとともに、継続的に復元的整備の効果を検証し、報告を行うこと

. その他

地方指定や未指定の遺跡等において、歴史的建造物の再現を行う場合についても、本基準を参酌しつつ、史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会の指導・助言を受けることができる。

- ③ 水田風景を維持するため、古代米栽培などの体験学習や“田んぼアート”、冬鳥のねぐら、餌場としての“冬みず田んぼ（冬期湛水）”の場などとして利用するなど積極的な活用を検討する。

（３）地区ごとの基本方針

a. 政庁地区

- ① 遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さぬよう、基本的に遺構展示地区には新たな樹木の植栽は行わないこととする。
- ② 北部のサクラ類など既存樹木で、区域の良好な景観を形成しているものは現状維持を基本とし、必要に応じて間伐・整枝等の修景を行う。
- ③ 北側の休憩案内施設・広場設置予定地については、来訪者の目を楽しませるべく、花卉や花木を織りまぜつつ、区域の空間的調和と緑陰形成、政庁及び市道市川線からの良好な景観形成のための植栽を行う。
- ④ 正殿前のサクラは石敷広場の遺構保存への影響が懸念されるが、政庁の景観を形成してきた樹木でもあることから、これを伐採するか存置するかについては、当地区の植栽・管理計画を検討する際に有識者、一般の方々の意見を聞きながら方針を決定する。

b. 政庁南面地区

- ① 遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さぬよう、基本的に遺構展示地区には新たな樹木の植栽は行わないこととする。ただし、区域外の民家・墓地との境界付近には、それらを遮蔽するために樹木を植栽する。
- ② 遺構保護園地地区である南西部の交差点の道路脇に生えるアカマツや政庁南大路西側のサクラ類など、既存樹木で区域の良好な景観を形成しているもの、ランドマークとして機能しているものは現状維持とし、政庁地区に設けられたビューポイントからの眺望を確保するため、間伐や整枝、下草刈りなど積極的な管理を行う。特に、城前地区への眺望の確保に努める。区域の北西側境界には、民家のプライバシー保護と眺望景観の確保のための植栽を行う。
- ③ 当時から湿地であったと考えられる鴻の池地区は、必要に応じて湿性植物による修景を行う。

c. 南門地区

- ① 市道水入線から北側は、名勝『おくのほそ道の風景地 壺碑』の指定範囲でもあり、遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さぬよう、基本的に区域内には新たな樹木の植栽は行わないこととする。ただし、歴史的建造物の復元事業等が本格化した場合には、古代多賀城としての整備と名勝景観との調和を図るための植栽計画を作成し、適宜樹木の伐採・植栽を行う。
- ② 東部のアカマツ林は名勝『おくのほそ道の風景地 壺碑』の構成要素として評価され



図 13 多賀城跡緑化修景基本方針図（多賀城跡中央部）